

令和4年9月

篠栗町議会第3回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：9月5日(月)～15日(木) 11日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	5	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	9	6	火	考 案 日		
第3日	9	7	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	8	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	9	金	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第6日	9	10	土	休 会		閉 庁
第7日	9	11	日	休 会		閉 庁
第8日	9	12	月	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第9日	9	13	火	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	14	水	予 備 日		
第11日	9	15	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・閉会中の継続審査</li> </ul>
						閉 会

# 令和4年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和4年9月5日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第31号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の任命について
- 第6, 議案第32号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の任命について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
33	職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
34	工事請負契約の締結について	総務建設 常任委員会
35	令和3年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
36	令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
37	令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
38	令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
39	令和3年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
40	令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
41	令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
42	令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
43	令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

# 令和4年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和4年9月7日(水) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	6番	田辺 弘之	議員
2.	12番	荒牧 泰範	議員
3.	3番	横山 和輝	議員
4.	4番	品川 静	議員

# 令和4年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和4年9月15日(木)午前10時開議

- 第1, 議案第33号 職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 第3, 議案第35号 令和3年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第4, 議案第36号 令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第5, 議案第37号 令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6, 議案第38号 令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7, 議案第39号 令和3年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第8, 議案第40号 令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第9, 議案第41号 令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について
- 第10, 議案第42号 令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第11, 議案第43号 令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第12, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和4年第3回(9月)

# 篠栗町議会定例会

9月5日(開会)

令和4年 第3回 定例会 会議録

日時 令和4年9月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今長谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
		ま ち づ く り 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ だ も 育 成 課 長	松 岡 秀 策
社 会 教 育 課 長	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		



開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお執行部では、栗原会計課長が、病気療養のため欠席しております。

ただいまから、令和4年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則127条の規定により、議長において、1番、岩下勝正議員、2番、藤木高裕議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日から9月15日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第31号から議案第43号までの計13議案が提出されております。

それでは、議案第31号から議案第43号までを一括議題とします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、令和4年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

9月に入って少し気温も下がり、過ごしやすくなってまいりました。台風11号の動向が気になるところでございますが、季節は初秋でございます。

7月8日に凶弾に倒れ、逝去されました安倍晋三元総理大臣に対し、心から哀悼

の意を表します。

地方創生という、地方に対する経済政策を、具体的に提案・推進いただくとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方の人口政策をテーブルに上げ、地方自治の重要性を、経済・金融界をはじめ、多方面に知らしめていただいた功績は、大変大きかったと考えます。

9月27日（火）にとり行われる予定の国葬の日は、静かな心で臨むとともに、毎日掲げております役場、クリエイト篠栗、オアシス篠栗の国旗・町旗を、半旗にして弔意を表したいと存じます。

今年は、九州では大きな豪雨災害は発生しませんでした。東北・北陸各地で何度も豪雨災害が発生いたしました。

改めて、豪雨災害でお亡くなりになられた皆様に、心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

また、これから台風シーズンでございます。災害に対する備えをしっかりとしまいます。

次に、新型コロナ関連について申し上げます。

ご承知のように、7月22日に福岡県独自の「福岡コロナ特別警報」が発動されて以来、第7波の鎮静化はなかなか進んでおりません。

私も、7月27日に陽性となり8月6日（土）まで自宅療養をしておりました。

職員全体でも、累計で30人を超える陽性者が出ておりますが、出勤可能な職員で、役場の事務が滞らないよう、各課協力して対応しているところでございます。

また、粕屋保健福祉事務所への保健師応援につきましては、1市7町から毎週2名ずつ派遣してございまして、8月23日からの1週間、篠栗町からも派遣をいたしました。今後、派遣要請が継続しそうであれば、また順番で派遣することとしております。

こうした中、糟屋郡での感染者数は、9月3日現在で4万9,721人となっており、現在も、毎日数百人単位で増加しております。令和3年9月6日現在で、3,391人と報告してございましたから、その後1年の特に7月以降のオミクロン株B.A.5の感染拡大は、爆発的であったと改めて実感しております。

粕屋保健福祉事務所からは、令和4年7月13日に、6月までの篠栗町の累計感染者数は約2,700人であるとの報告を受けましたが、その後、連絡はございません。町内の陽性者数も、その後大きく上昇しているものと思われそうですが、正確には把握出来ておりません。

粕屋保健福祉事務所の業務の繁忙ぶりがうかがわれるところでございます。

これまでも申し上げておりましたが、正確な人数を把握することが、難しい状況であることをお察しく下さい。

今年度も残念ながら、各区での敬老会は中止をお願いし、小学校の運動会は体育発表会と形式を変えて、9月27日午前中に開催することとしております。金婚式、文化祭、ささリンピックなど、町民の皆様が楽しみにしていただいている交流の場としての行事につきましては、規模の縮小や開催方法を工夫して、開催予定でございます。

例年8月末に受けておりました監査報告会についてでございますが、決算監査は完了しておりますが、業務監査につきましては、より丁寧に監査をいただくこととし、今年度以降、11月末をめどに報告会を受けるということになりました。監査報告会において、監査委員から、今後に向けた課題もご提示いただくことと思いますので、詳細は12月議会定例会の場で御報告いたします。

以上で、諸情勢報告を終わります。

それでは、本定例会に提案しております、議案第31号から議案第43号までの、13議案について説明をいたします。

議案第31号は、「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員であります松本秀治氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第32号は、「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

本議案も、現委員であります村嶋茂則氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第33号は、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、育児休業の取得回数制限の緩和等が行われることに伴い、規定の整備を行うものでございます。

議案第34号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、同報系防災行政無線親局設備更新工事について、請負契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約件名、同報系防災行政無線親局設備更新工事、契約の方法、随意契約、契約金額、6,251万3,000円でございます。

契約の相手方、日本電気株式会社 九州支社 支社長 入佐 健一であります。

議案第35号から議案第38号までの4議案は、令和3年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

議案第35号は、「令和3年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第36号は、「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第37号は、「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第38号は、「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上4議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第39号は、「令和3年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金5,188万9,787円のうち、4,810万750円を建設改良積立金へ積立てし、378万9,037円を自己資本金へ組入れし、繰越利益剰余金を0円とするもの、及び令和3年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第40号は、「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度篠栗町流域

関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金4,932万9,049円のうち、1,042万8,837円を減債積立金へ積立てし、3,890万212円を自己資本金へ組入れし、繰越利益剰余金を0円とするもの、及び令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第41号から議案第43号までの3議案は、令和4年度補正予算であります。

議案第41号は、「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ、11億3,456万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、119億9,972万5,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方特例交付金を615万4,000円、国庫支出金を1億8,334万4,000円、県支出金を338万2,000円、それぞれ追加し、繰入金5億円を減額するものであります。

また、令和3年度に確定いたしました、繰越金14億4,475万7,000円、諸収入1,028万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、主な歳出につきましては、総務費におきまして、財産管理費といたしまして、庁舎ブラインド及び会議室LED化工事等、1,183万円、企画費といたしまして、産業団地イベント広場整備、工事負担金、9,500万円をそれぞれ追加するものであります。

民生費におきましては、障害者福祉費といたしまして、国県支出金返還金、1,567万7,000円。児童運営費といたしまして、保育所等給食材料費補助金、270万円。子ども医療対策費といたしまして、県支出金返還金、240万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

衛生費におきましては、予防費といたしまして、新型コロナウイルス感染による自宅療養者への支援物資に係るサービス提供委託料、132万円。総合保健福祉センター運営費といたしまして、オアシス篠栗トイレ改修工事費を2,926万円。環境衛生費といたしまして、地域再エネ導入戦略策定事業費、1,371万7,000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして、ワクチン接種事業関連で、3,901万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

土木費におきましては、道路橋梁費といたしまして、池の端線道路防災工事及び城戸地区歩道整備工事に1,870万円を追加するものであります。

教育費におきましては、事務局費といたしまして、学校給食費補助金、8,693万5,000円。各小中学校費といたしまして、感染対策消耗品及び修学旅行バス借上料、708万5,000円。篠栗北中学校費といたしまして、防球ネット修繕工事費、199万6,000円を追加するものであります。

諸支出金におきましては、基金費といたしまして、財政調整基金積立金に8億円を追加するものであります。

債務負担行為につきましては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金について、期間を令和4年度から令和13年度とし、1,384万2,000円を追加するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものといたしまして、臨時財政対策債を1,710万1,000円減額し、防災対策事業債1,100万円を追加するものであります。

議案第42号は、「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、前年度繰越金の確定等に伴い、歳入歳出それぞれ411万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ27億7,730万円とするものであります。

議案第43号は、「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、令和3年度の保険料・滞納繰越額の確定に伴う保険料等負担金の補正により、歳入歳出それぞれ506万3,000円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ4億5,130万7,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、「議案等の委員会付託について」を議題といたします。

議案第31号から議案第43号までの13議案を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第31号及び議案第32号は人

事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第33号及び議案第34号の2議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第35号から議案第40号までの決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第41号から議案第43号の補正予算については、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、7番、栗須信治議員、副委員長は、5番、古屋宏治議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は、5番、古屋宏治議員、副委員長は、7番、栗須信治議員です。

最後に、報告2件については、決算審査終了後に、全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第31号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選定について」を議題といたします。

ここでお諮りします。

日程第5、「議案第31号」と日程第6「議案第32号」の2議案については、関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし、2議案一括して説明を受け、採決については1議案ごとに行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第31号と議案第32号の2議案を一括議題といたします。

2議案一括して、田村総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(田村 明広) それでは議案の説明をいたします。

議案第31号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

次の者を、篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所 篠栗町大字若杉376番地110

氏名 松本秀治

生年月日 昭和30年10月16日

令和4年9月5日提出、篠栗町長 三浦 正

提案理由、現委員の松本秀治氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となるため。

次のページに、履歴書を添付しておりますので御参照ください。

なお、任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日まででございます。

続きまして、議案第32号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

次の者を、篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所 篠栗町中央三丁目8番21号

氏名 村嶋茂則

生年月日 昭和32年9月8日

令和4年9月5日提出、篠栗町長 三浦 正

提案理由、現委員の村嶋茂則氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となる



ため。

次のページに、履歴書を添付しておりますので御参照ください。

なお、任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日まででございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの総務課長の説明に対し、一括して質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております2議案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、これより採決を行います。

まず、日程第5、議案第31号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第32号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時27分

令和4年第3回(9月)

# 篠栗町議会定例会

9月7日(一般質問)

令和4年 第3回 定例会 会議録

日時 令和4年9月7日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩下勝正	2番	藤木高裕	3番	横山和輝
4番	品川静	5番	古屋宏治	6番	田辺弘之
7番	栗須信治	8番	村瀬敬太郎	9番	今長谷武和
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
		まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	松岡秀策
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	生野崇
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では、栗原会計課長が入院のため欠席しています。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧（1ページの注意事項）」を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

一般質問を行います前に、議員の皆さんをお願いいたします。

コロナ禍の中でありますので、不急の質問等については議員自身の判断で、手短かにお願ひします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は4名でございます。

質問時間は申合せにより、答弁を除き、1人30分以内とします。

この際、議員の皆様は、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も、答弁者も、言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

御協力をお願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、田辺弘之議員。

通告数は1問です。

○議員（田辺 弘之） 議席番号6番、公明党の田辺でございます。

冒頭に、台風11号による被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

今回は、子どもの弱視に関して…、マスクを外してもいいですか。

○議長（阿部 寛治） いいですよ。

○議員（田辺 弘之） 「子どもの弱視に関して早期発見を」ということで、質問いたします。

コロナ禍やギガスクールによって、子どもたちは、オンライン学習の機会が大変増えております。一方で、タブレットなどを長時間見続けることで、子どもたちの視力への影響が、大変懸念されております。

毎年、全国の各学校で行われている学校保健統計調査の結果では、近年「裸眼の

視力1.0未満の子ども」が、過去最多を更新し続けており、コロナに入った令和2年度では、小学生で37.5%、中学生では58.3%と、前年を大幅に上回りました。

そんな中、眼鏡などを使っても、十分な視力が得られない弱視の子どもは、50人に1人ほどいるとされ、目の機能が発達する6歳頃までの早期発見・治療が欠かせないと言われております。

弱視の発見には、3歳児健診の際、専用機械を用いて、屈折異常（ピントのずれ）などを調べる「屈折検査」が有効であり、厚生労働省は、2022年度予算で、自治体による機器購入を補助する事業を開始いたしました。

一般的な3歳児健診での目の検査は、1990年から実施されましたが、各家庭で、簡易な視力検査を行った上で、問題があれば、健診会場で保健師が2次検査を実施し、そこで精密検査が必要な子どもを、眼科医につなげるのが一般的ですが、家庭での検査に精度の問題があり、弱視などのリスクがある子を、見逃してしまうことも少なくありません。

眼科医からは、屈折検査の必要性が指摘されていましたが、従来の検査機器は大型で扱いにくく、3歳児健診での実施は難しいといわれておりました。

そうした中、2015年以降、簡便に検査できる海外製の屈折検査機（フォトスクリーナー、またはスポットビジョンスクリーナーともいいます）、それが国内で登場し、3歳児健診での検査をしやすくなりました。

独自に先行して導入した自治体では、子どもの弱視の早期発見に、顕著な効果を上げつつあります。

これらをふまえて次の質問を行います。

- 1、3歳児健診での家庭で行う視力検査の正確さをどう考えるか。
- 2、目の病気や障がい等が発見される時期が遅れることでの、子どもへの影響をどう考えるか。
- 3、目の異常の発見が遅れる事でのリスクに対して、保護者への啓発の状況はどうか。
- 4、眼鏡をかけても視力が出ない弱視等の早期発見のために、屈折検査機器の導入の検討は考えてあるか。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいまは、子どもの弱視早期発見の御質問をいただきました。

3歳児眼科健診は、生後初めて視力をはかる重要な機会でございます。日本眼科医会は、視力の発達期間を過ぎてから治療を始めても、視力は発達せず、視力の発達途中である3歳児の時にしっかりと検診することは、弱視の早期発見にとっても重要な機会であるとの見解を示しております。

そうした点を踏まえての御質問の4項目であろうかと思っております。

項目につきましては、健康課長が答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、健康課長。

○健康課長（村瀬 菊子） それでは、田辺議員の質問に対し、順次お答えしていきます。

1 「3歳児健診での家庭で行う視力検査の正確性をどう考えるか」についての御質問にお答えします。

3歳児健診の視力検査は、まず家庭で簡単な視力検査を行い、目に関するアンケートを記入して当日提出します。事前に視力検査が出来なかったときは、健診会場で2次検査が実施されます。家庭で行う一次検査は、検査実施者が保護者であるため、検査手技に偏りが出ること、3歳児の応答する力が、万全でない子どもがいることから、正確さには課題があると考えております。

そのため、保護者が日常生活の子どもの言動により、視力の異常を把握できるアンケートを共に実施し、保健センターでの2次検査や、精密医療機関への受診につなげ、異常の早期発見に努めております。

2 「目の病気や障害等が発見される時期が遅れることでの、子どもへの影響をどう考えるか」の御質問にお答えします。

人の視機能は3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃に完成し、生涯の視力が決まります。3歳児健診において、強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合は、治療が遅れ十分な視力が得られないおそれがあると考えます。

3 「目の異常の発見が遅れることでのリスクに対して、保護者への啓発の状況はどうか」の御質問にお答えします。

視力聴力に関しては、乳児期から健診等を通じて、保護者に異常の早期発見を促しております。特に3歳児健診では、視力検査を確実に案内し、自宅で検査が出来なかった方は、保健センターで実施しています。案内文にも、この時期の検査

は異常の早期発見に重要性であることを盛り込んでおります。

4「眼鏡をかけても視力が出ない弱視等の早期発見のために、屈折検査機器の導入の検討は」の御質問にお答えします。

県内におきましても、3分の2の自治体が「フォトスクリーナー」を導入していると聞いております。フォトスクリーナーを導入している自治体の検査の実施状況、あるいは導入による効果など、様々な観点から、改めて調査研究をさせていただき、検診体制や検査室の整備が可能かなども考慮した上で、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 田辺議員、再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 篠栗町での、弱視などの疑いの子どもの発見率というのはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○健康課長（村瀬 菊子） 篠栗町の3歳児健診の視力検査で、医療機関に紹介状を出し、視覚精密検査の結果が、弱視または弱視の疑いがあると出たのは、令和元年度は273名のうち2名、令和2年度は312名のうち2名、令和3年度は309名のうち1名で、発見率としましては約1%弱となっております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はありますか。

どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 今、1%と言われたんですが、私、調べまして、このフォトスクリーナーという機械を使った場合、弱視などの疑いのある子どもの発見率、これは日本眼科医の資料では、自治体を申しますと、島根県の松江市では、導入前が0.6%、機械で測れば3.6%と非常に上がっております。

また、群馬県では、県全部でやって、導入前が0.1%、導入後2.3%、静岡市では、導入前が0.3%、導入後が2.3%と、ふだんは紙か何かでやると思うんですけども、もう全然、発見率が違うと思うんです。

実際に、皆さん聞かれても、ぴんときないと思うので、この屈折検査機（フォトスクリーナー）とは、どういうものか説明してもらえますか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○健康課長（村瀬 菊子） 屈折検査器とは、このようなカメラみたいなものになっ

ております。屈折検査機とは、まだ視力検査が出来ない乳幼児、生後6か月以降の検査を瞬時に行うことができる機器です。この機器は、検査前に目薬をさしたりする措置もなく、大きな機械の前に座ってレンズを除き込むようなこともせずに、近視・遠視・乱視などの屈折異常や、屈折の左右差、瞳孔不動・斜視などを瞬時に発見出来ます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） イメージとしては、眼科医とか眼鏡屋さんが使用する大きな機械の携帯版と考えるのですかね。

それを導入する場合、補助金が出るということが書いてありますが、どのぐらい補助金が出るのですか。補助金というか、割合です。

○議長（阿部 寛治） 分かりますか。

はい、どうぞ、健康課長。

○健康課長（村瀬 菊子） はい。

国の「母子対策強化事業補助金」で、補助率は2分の1となっております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 非常に大きな割合だと思うんです。

県の3分の2の自治体が、導入しているということもありますので、これから、GIGAスクールなどでも、パソコンをずっと見なくてはいけないし、やっぱり眼鏡をかけている子が、小学生で3分の1、中学生になると裸眼で1.0以下が半分、という状況ですので、目のためにも、大切な目、また年をとってからも、なかなか目が見えにくくなると、本が読みにくくなることもありますので、ぜひとも、フォトスクリーナーの導入を考えていただきたいと思います。

以上です、終わります。

○議長（阿部 寛治） では、次に移ります。

質問順位2番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

町長並びに教育長にお尋ねいたします。

糟屋地区の出生数は、2010年の3,200人から、2017年2,800人に減少し、19年から21年にかけても1割弱の減少となっております。

新型コロナウイルスの蔓延により、婚姻率が低下し、近年は妊娠の高齢化が進み、



人口減少に拍車がかかっております。

本来、少子化対策は国が行うものですが、現在の施策ではとても十分とは思いません。また、町単独での対策は予算が伴いません。

そこで、町では、即座に効果があらわれるものではありませんが、婚姻率や出生率低下を改善するために、現在の成人者ではなく、子どもたちに、将来幸せな家庭を築いて、子を産み育てることの喜びを感じることを夢見ることができる施策や教育をしてはどうでしょうか。

まず、学習指導要領に従い、性交・避妊などを教えない日本の教育ではなく、包括的性教育を小学校から段階的に始めて、人権・多様性・健康と幸福・性と生殖・ジェンダーなどのテーマの教育で、自分の人生は自分のものであり、いつ誰とどのように付き合うかを自己決定し、幸せに向かう選択肢を広げ、幸福な家庭を築ける心と体をつくるべきと思います。

そして、幸運にも、妊娠出来たときには、現在、町の計らいで助成されている妊婦健診で、母子の健康を維持し、出産後は、近年増加する産婦自死や乳幼児虐待を防ぐために、新たに産婦健診補助金や、母児の預かりサービス補助金等の制度を充実し、産みやすい育てやすいまちづくりで、少子化に歯止めをかけるべきと思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、町独自の少子化政策について、御質問いただきました。

まず冒頭の答弁は、私のほうからいたしますが、少子化対策については、今、議員から御指摘のとおり、国が保護者に対して行うべき、様々な取り組みがあるわけですが、そういうこともさることながら、お話のように出生率が将来にわたって上がることが、間違いなく少子化を食い止めることのできる手だてであると考えております。

以前、地元の産婦人科の先生のお話をお聞きいたしました。先生がおっしゃるには、現在の日本における結婚に対する考えや、経済条件のために、夫婦で働くことを必要とすることなどにより、第一子を生む時期が、10歳は上がっている。必然的に、その方が一生の間に出生する子どもの数も、かつてと比べ減少しているのが実態である。そうしたことを踏まえれば、子どもの時期からの教育において、20歳代に出産子育てをスタートすることによる、母親としての幸福感や充

実感、大事な役目であるという認識を育む教育は、大変重要であるとの見解でございました。

そのようなことを申し上げた上で、御質問につきましては、教育長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長どうぞ。

○教育長（今長谷 寛） それでは、私のほうから、まず、議員御指摘の包括的性教育について、御説明させていただきます。

1999年に当時の世界性科学学会が採択した「性の権利宣言」、これで示されたものです。そのあと、2009年にユネスコが中心となって、包括的性教育の目的が示されました。

その内容は、個人の健康・幸福・尊厳の上に成り立つ性的関係の構築から、生涯を通して、自らの権利を守ることへの理解や態度などを身につけることと、性を介した人の尊厳を理解し、構築するための教育になっています。

本町でも、包括的性教育は、学習指導要領に沿って、小学校より発達年齢に合わせて実施しております。例えば、小学校4年体育科では、体の発育発達において、男女の特徴について理解しています。中学校1年保健体育科では、心身の機能の発達と心の健康において、受精・妊娠について取り扱い、また、中学校3年生では、健康な生活と疾病の予防で、妊娠についても触れております。

このように、性交や避妊についても、生徒や保護者、家庭の実態を考慮した上で、授業で取り扱っているところでございます。他教科でも、理科や道徳において、生命誕生の尊さや、人間の人権の擁護について、学習しているところでございます。

また、これらの内容をさらに深めるため、学校行事や特別活動において、小学校5年生以上に、性の逸脱行為防止等に関する学習会を実施することが義務づけられております。

さらに県から発出された、性に関する指導資料を活用した指導や、県教育委員会が推進している性に関する指導において、令和2年度に勢門小学校でゲストティーチャーから講義を受けています。この内容が、児童や生徒から好評であったことから、次年度以降も、この講義資料を活用し、性に関する指導を継続させていただきます。加えて、ジェンダー問題についても、人権教育の一環として、道徳の授業や総合的な学習の時間を通して、多様性について学ぶ場を設定しております。特に、篠栗北中学校では、昨年度にLGBTの理解を広める活動をされている、NPO法

人カラフルチェンジラボから、ゲストティーチャーを招いて、性の多様性に関する講演を行いました。

このように、多くの教科領域において学習を進めておりますが、それぞれの教科、領域ごとに、断片的な学習にとどまっているため包括的性教育の目的を意識した学習にさせる必要があると考えております。

また、議員が示されています「人生において自己を決定し、幸せに向かう選択肢を広げ、幸福な家庭を築ける心と体づくりをする」に関しましても、小学校家庭科や中学校技術家庭科の学習における、家族とともに家庭生活を工夫し、創造する能力の育成によって育てたいと思っております。

このことにより、より広い選択肢の中から、将来の自分の家庭を創造できる子どもたちにしたいと考えています。

次に、「産婦健診補助金や、母児の預かりサービス補助金等の制度の充実」についてお答えいたします。

産婦健診補助金については、令和4年3月末現在の調査では、福岡県内の60市町村のうち実施しているのが8市町村、令和4年度から実施が2市、未実施が50市町村です。糟屋地区での実施は今のところはありません。しかし、今後の糟屋地区及び県内の状況などを踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

産後支援については、町としましても、重要施策として、子育て世代包括支援センターにおいて、妊婦期から子育て期にわたる、切れ目のない総合的な支援体制の充実を図り、特に、妊婦期から産後には、様々な不安に寄り添った支援を受けられる体制の確保を図っております。

また、産前産後支援ヘルパー制度や、産前産後サポート事業として、専門職が常駐するサロンや、産後の全戸訪問支援の充実を図り、不安を抱える産婦の早期発見に取り組んでいるところであります。

さらに今後は、産後の身体的回復と不安要素の解消を最優先と捉え、支援が必要と認められる産後6か月未満の母親と、その赤ちゃんに対して、日帰りや宿泊型の産後ケア事業の実施に向けた検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 荒牧議員、再質問、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） まずは、町長にお尋ねしたいんですが、冒頭で糟屋地区内の出生率の低下を申し上げましたが、住民課長にお手数をかけまして調べましたと

ころ、私どもの篠栗町、平成20年から今日までの間、総人口自体は3万1,000人で、ほとんど横ばいで推移している。それに対して、平成20年には、408人いた出生者は、昨年度は278人、この減少率というのは、糟屋地区の減少率を大きく上回っているんです。これは、ある意味、人口が減少すること以上に、福祉費を使う人間だけが比率が上がっていくという、町として危機的状態になると思うんですが、その辺りについてどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 出生率の減少については、今、議員が御指摘のとおりでございます。

これについても、私ども関係課としっかりと対応していきながら、出生率の向上に向けて努力していくところでございます。まさに、私どもの町といたしましても、しっかりとこの危機的な状況を打開するために努力していきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） つきましては、今、教育長から答弁ありましたが、この産婦健診、産んだ後の検診については、やはり、「産みやすい町・育てやすい町」を目指すという意味からも、協議する、ではなくて、来年度からでもしっかり予算組みをしてやっていく、というぐらいの言葉が欲しいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） これから来年度の予算組みをしていくわけでございますから、今の御意見もしっかり踏まえて対応していきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 次に、教育長にお尋ねですが、国連が定めるSDGs（持続可能な開発目標）のジェンダー問題、健康と福祉、いろいろあると思うのですが、実際問題として、今の日本の現状だと“性”というと、何かこう暗いものとか淫靡なものだとか、隠してしまえ、みたいなどころがありまして「包括的教育はやっている」といったものの、果たしてLGBTQ（性的マイノリティ：〈L/G〉同性愛者・〈B〉両性愛者・〈T〉身体的性と性自認の不一致・〈Q〉LBGT以外の性自認の人の総称）に対する理解とか共存というのを、今の日本の教育でやれるかということ、これ、やれない。また刑法上は、性交同意年齢が13歳、13歳ということは、中学校1年生からもう、そういう行為があったときの責任は判断力があるということか

らすると、先ほど教育長がおっしゃったレベルの教育では、とても事足らないと思うのですが、その点は、どんなふうにお考えですか。

○議長（阿部 寛治） はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） はい、ありがとうございます。

今までの性教育といいますか、先ほど言われました包括的性教育という面の意識というのが、どうしても、それぞれの先ほど御答弁しましたように、一つずつ分野的に説明をして、包括的にそのことが人権、先ほどお話ありました逆転問題とか、それからLGBT問題とか、それからジェンダーを含めていろんな問題が意識化されるまでに、少し間があったというふうにご考えております。

私としましても、ぜひともそのことが、今のこの、いろんな逆転問題も含めまして、解決する一つの糸口であるというなところを、しっかり学校教育の中に意識化していくというのが今の状況ではないだろうか。そのことが、少しずつでも意識されることによって、年代を超えて、今の子どもたちが成人したときに、この問題により身近な問題として考える力がつくのではないだろうかというふうにご考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 先ほどのお話だと、小学校4年生で何でしたっけ、中学校でどうのこうのという話でしたが、現実問題として、既に13歳あたりで、もう大人たちの性的対象になっている事件が発生しているようなこういう現状で、もっと、進んだというか、現状に合う教育をするべきと思うんです。

ただ、その前段の部分で、出来る、出来ないという意味で、事務方の学校教育課長にお尋ねしたいんですが、学習指導要領に則らない、反する教育指導を町がした場合、国からのペナルティやその他何かあるんですか。そこがあるとしたらその前段の問題になるので、それがないとすれば、またお願いすることもある。

どんな感じでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（田中 久善） 学習指導要領に反する教育、不適切な指導というようならえ方をした場合、学習指導要領に関する教育、不適切な指導を行った教員に対しての罰則というのを、お話させていただくとすれば、学習指導要領は国会で制定された学校教育法の規定を受けて、学校教育法施行規則で定められておりますので、法的なもので、一つの法律でございます。

その中で、教育公務員特例法 25 条の中で、教育委員会は児童生徒への指導が不適切であると認定した教員に対しては、指導改善を図るための機能・能力・適性に応じて指導改善研修を受講させることとなります。

要は、教師に対して、更生させる場を設定して研修を受けさせるということになっております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 教育長、今の話ですと、要するに不適切と思われることに対しては、罰則等があるんでしょうが、目指すところの先取り、年齢を下げてやるという分には、これは、もう問題はない、というふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 教育長、どうですか。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（田中 久善） この学習指導要領、ちょっと御説明させていただきますと、各学校が教育課程を編成する際の基準となるんですが、学校における全てのルールを決めているわけではございません。

最低限の基準・方向性を示した上で、児童生徒の学習状況などを、その実態に応じて、必要がある場合には、各学校の判断により、学習指導要領に示していない内容を加えて、指導することも可能となっております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

つけ加えてください。

○教育長（今長谷 寛） 私のほうから少し加えさせていただきます。

学習指導要領につきましては、平成 10 年度までの学習指導要領は「はどめ」という形で、「それ以上扱わない」という、そういう形の指導要領でございました。

それ以降、順次、基準制といって、それ以上扱うことについては、諸条件を満たしていれば扱ってよい、というふうになりました。

諸条件というのは、一つは、学習指導要領の目標・目的・趣旨に沿っていることであるということ。

それから二つ目が、やはり子どもの実態というか、そのときの学習の周知状況、そういう子どもの実態をよく把握した上で、その内容を吟味しなさい。

さらに三つ目は、家庭とか地域の実態、子どもにもいろんな家庭がありますから、

その家庭の状況を把握した上で、取り扱うかどうかというのを吟味しなさい。

四つ目は、学校全体として、1人の教師の判断ではなく、学校全体として、それが適切であるかということ判断した上で、発展的に取り扱うことを認めるといふ、そういう形で指導要領が変わってきております。

したがいまして、今回の内容につきまして、諸条件が整えば、当然、今の社会状況を鑑みたときに、より早い段階で、子どもたちに定義し、考えさせることが必要であるというふうに考えます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 最後に、お願いでございます。僕らが小さい頃、若い頃という、興味のある本を手に入れようとする、特定のところに行って一生懸命手に入れたものと違って、今もう、ネットその他氾濫していて、何度も言いますが、13歳でもう性同意年齢であるとしたら、現状としては、先ほど言われた4年生で、中学1年で、なんていうのは、とても現状に沿ってないと思うんです。

もっと低年化して、進めた教育をしていただきますよう、カリキュラムを組んでいただきますよう要望いたします。

かつ、町長には再三申し訳ございませんが、先ほどの健診については、十二分に考慮いただいて、予算化していただきますよう要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） 続いて、質問順位3番、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番、横山でございます。

通告に従い質問を行います。

3月議会に引き続き、旧上津江村の町有林売却について質問を行います。

令和3年9月議会では、質問に対し町長は予算審議において詳細な説明を行うとの答弁でしたが、その約束を反故にされた経緯がございます。私自身、町有林売却について、終始、行政手続に疑問を感じ反対しておりますが、何も説明がないので、再度、この議会でその後の経緯を含め質問いたします。

一つ目は、この山林の購入価格、そして鑑定業務が終了していますので鑑定結果をお答えください。

二つ目は、鑑定業務が終了しているにもかかわらず、なぜ速やかに売却に向けた手続が行われていないのか、詳しく説明してください。

三つ目は、鑑定業務の契約期間が1か月延長されておりますが、その延長理由を情報開示で確認したところ、山林に入るのには雨の日が多かったためだということ

とでございました。日田市の天気情報を確認すると、雨は余り降っていませんでしたが、請負業者からのこのような申出に、どのように納得されたのか説明してください。また鑑定評価を行うのに、山林に何日間要したのか、さらに何を調査したのか詳細に教えてください。

四つ目は、担当課長は以前、売却価格は購入した価格より安くなると発言しています。鑑定をとっていないのになぜそのような無責任な発言をしたのか説明をしてください。

以上4点をお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 旧上津江村の町有林売却につきまして、再度の御質問をいただきました。

今回の御質問は、昨年年第3回定例会での御質問から発展したような部分がございますので、冒頭、私からも繰り返しになりますが、令和3年9月の第3回定例会での議員の一般質問答弁を、もう一度確認する意味で読み上げたいと思います。

旧上津江村の土地購入の経緯を、少し、再度お話し申し上げますが、令和3年9月の定例会の答弁のとおり申し上げますと、現在の日田市上津江町の町有林は、前町長時代に水源自治体として同じ悩みを抱えて、常々森林保全の大切さを認識している篠栗町として、下流域の自治体においても、水源涵養について、いま1度考えていただきたいとの思いから、平成14年、約84ヘクタールの山林を約8,700万円で購入したものです。

さらに、水源涵養林としての機能の充実を図り、森林の大切さを再認識していただくため、町内外より植樹ボランティアを募り、平成14年度から約3年間、荒廃した山林に、ケヤキ、ヤマザクラ等の広葉樹の植栽が約14ヘクタール行われました。

水源に乏しい福岡都市圏の住民にとって、水源涵養の意識を高めるため、新に意義ある活動であったと認識しております。

購入から18年経過する今年度に入って、令和3年度のことですが、林業資源の確保のため、日田市はじめ近隣の山林の購入を希望される企業があるとの情報を受け、接触を試みているところでございます。

自治体が売却するに当たっては、当然、相手企業にも納得いただくような鑑定評価に基づく適正価格を定めなければならず、本定例会に上程いたしております令



和3年度一般会計補正予算（第5号）において、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費を増額補正し、調査委託料として110万5,000円を計上したものでございます。

御質問は、本来であれば、補正予算審議の際にお尋ねされるべき内容であろうかと考えますが、本件につきましては、議員の御質問、冒頭にありましたとおり、令和3年第2回定例会において売却手続を進めたい旨のお話をしておりまして、今回の一般質問となったものと解釈し、補正予算の事前審査とならない範囲で答弁するものでございます。

日田市上津江町の町有林につきましては、これまでの議会において、令和20年第2回定例会において「旧上津江村の町有林処分を考えないのか」令和22年第4回定例会では「上津江町有林その後を問う」令和23年第4回定例会においては「上津江町有林について」と3回の一般質問をお受けし、都度、町の考えをお示してきたところでございます。

その後は、年度ごとの当初予算に、数百万の枝打ち・下草刈り等の森林施業に関する予算を計上してございました関係から、予算審議の際に、その後、上津江町有林はどうなっているのか、との質問をお受けした際には、相手があれば売却したいところだが買ってくれる相手が見つからない状況が続いている、との御報告をしたことが度々ございました。

そうした、これまでの経緯の中で、先ほども申し上げましたとおり、令和3年第2回定例会において、最近の上津江町有林に関する動きを御報告しましたところ、今回、御質問をいただいたものでございます。

以上の経過を報告した上で御質問の各項目につきましては、産業観光課長から答弁いたしますと申し上げたところでございまして、その際の予算審議の際に、私どものからの説明が非常に不十分だったということでの、先ほどの冒頭の発言になったのではないかと思います。

それを踏まえての今回御質問ということでございますので、今回も、御質問の各項目につきましては、産業観光課長から答弁をいたさせます。

○議長（阿部 寛治） その前に、町長、数字の読み違いが出ています。

購入価格は、87万円ではなく8,700万円です。

訂正しておきます。

はい、どうぞ、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） それでは、引き続き答弁させていただきます。

まず1点目の、この山林の購入価格、そして鑑定評価について、鑑定結果を示されたいとの御質問にお答えいたします。

旧上津江村の山林購入価格は、平成15年1月27日開会の平成15年篠栗町議会第1回臨時会の議決による額8,692万2,596円で、その内訳は立木代、3,953万8,450円、土地代、4,738万4,146円でございます。

当該町有林につきましては、令和3年度に、上津江町営林不動産鑑定業務委託を発注いたしました。鑑定方法は立木評価に関しましては、標準地法によるサンプリング調査を採用いたしております。鑑定結果は、経済の動向、樹種林齢、地形条件などから総合的に判断し、鑑定されておりますが、これらは著作物性があり、請負業者の生産技術上に関する情報であり、公開することにより、事業活動を明らかに害すると認められる部分については公表しておりません。また、鑑定金額については、今後の事務事業の公正かつ適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、現時点では、答弁を控えさせていただきます。

次に2点目の「鑑定が出ているのになぜ売却に向けた手続が行われていないのか」という御質問にお答えいたします。

まず現在は、売却に向けた手続ではなく、売却の検討段階でございます。

状況としましては、一部の山林につきまして、保安林指定の事務手続を行っております。当該地については、大分県西部振興局から、昨年7月にいただいた図面と、今回、鑑定に当たり入手した保安林のリストにおいて、その指定区域に違いがあり、その原因調査を、大分県西部振興局にお願いしておりました。

その調査結果により、今年6月に、保安林未指定の森林約12ヘクタールがあることが判明いたしましたので、大分県西部振興局と打合せの上、保安林指定要望書を提出しております。大分県西部振興局、大分県の調査を経て、林野庁に進達、林野庁によって保安林指定がされる流れとなります。

次に、3点目の「鑑定業務の契約期間が1か月延長されているが、その延長理由に関して、請負業者からのこのような申出にどのように納得されたのか、説明されたい。」との御質問にお答えいたします。

当初の契約期間は、令和3年11月25日から令和4年2月25日までであり、その後、令和4年3月22日までに延長しております。その理由である「天候不良等による現場調査等に時間を要したため」でございますが、一度雨が降ればかわきにくい場所や、滑りやすく近寄りやすい場所などもございます。また現地は雑木がかなり繁茂しており、草刈り作業等が必要となったため、現地調査になか

なか入ることが出来ず、調査に時間がかかったということでございます。

また「鑑定評価するのに、山林に幾日を要したのか、さらに何を調査したのか説明されたい」との御質問ですが、実地調査は約2か月にわたり行っています。また山林では、基準値を選定し、その中で、樹種、本数、胸高直径等を測定し、密度や地理条件などを調査しています。

最後に4点目の「担当課長は以前、売却価格は購入した価格より安くなると発言している。鑑定もとっていないのに、なぜそのような無責任な発言をしたのか説明されたい。」との御質問でございますが、御指摘の発言については、令和3年6月定例会において、鑑定評価の実施について報告を行った際に、おおよその鑑定評価額に関して申し上げたときのものと推測いたします。

このことにつきましては、令和3年9月定例会の一般質問でお答えしたことの重複になりますが、令和3年6月公表の令和2年度森林林業白書によりますと、1立米当たりの木材価格が、購入時の平成14年よりもスギで1,300円、ヒノキで1万4,300円、下落していること。また、参考程度でございますが、当該山林の整備委託業者による、令和3年3月の算定において、立木価格の評価が購入当時より低かったこと、これらを踏まえて、鑑定評価額は購入価格には及ばない可能性がある旨を、職員レベルでの算定と付した上で申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） では、再質問していきます。

まず1問目の質問、「購入価格は幾らですか」そして今回の「評価額は幾らですか」という質問に対して、購入価格は約8,700万円。今回の評価額については、理由が聞こえづらかったんですけれども、何か、公平性を期するみたいな形だったと思うんですけど、公表出来ません、と言い切られましたが、公表出来ないというふうに言い切るということは、つまり何かしらの決まり事がある、それが規則なのか、条例なのか、はたまた法令なのか、憲法なのか、それに基づいた上で、公表することは出来ないと言われていていると思います。

ただ、私は、そんな規則も条例も聞いたことがありません。何に基づいて、今は公表出来ないと言われたのか、そこを1点お尋ねすることと、もう1点、過去のことはどうでしょうか、と。

今回、町有林売却について質問していますがけれども、これは町有地だったらどうなのか。事業用地だったらどうなるのか。

そうですね、町有地だったら、最近で言いますと、津波黒地区のテニスコート、また大勢門の突き当たりのところの町有地を売却されました、その時も鑑定評価をとりましたけれども、取って公募をかけるまで、また公表しなかったのかというのが一つ。

では、産業団地だったらどうですか。北地区産業団地は、事業用地です。あそここの場合、公募といいますか、完了公告が終了した後ですけれども、完了公告が終了した後じゃないと、予定価格であったり、大体の価格、それは表に出さなかったのですか。

公表出来ないというのは、私はちょっと疑問を感じますので、その2点、お尋ねしたいのですが。

最後の1点に関して言ったら、担当課に聞くと、分からないところがあると思いますので、総務課長に答えてもらいたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁どうぞ。

○産業観光課長（松熊 大） まず、評価価格の非公表の理由でございますが、こちらは情報公開条例に基づきまして、まだ、意思形成過程の情報であります。また入札契約事務に関する情報で、開示することにより当該事務の公正かつ適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、非公表とさせていただきます。

○議長（阿部 寛治） はい、2問目は、総務課長。

○総務課長（田村 明弘） 鑑定評価額の公表につきましてですけれども、予定価格と契約等々の取り扱いでどのようにするかというところは、今、私のほうではっきりとした答えを持っておりませんので、後ほど、契約の担当も含めましてお答えさせていただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 先ほど、議員からお話がありました津波黒地区のこと、北地区産業団地、そういうもろもろの物件につきましては、売却することが前提の上で公表したわけでございますが、今、売却するかもしれないという前段のところ、鑑定を行ったところでございますし、相手方もあることでございますし、相手方が見えない状況で、ここで、今、公表するという段階ではないという執行権の範囲内というふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それは、違うんじゃないんですか。何のために、鑑定業務の  
ですよ、補正予算で上げたんですよ。

補正予算で、町長は買い手が見つかった、とその時言っていましたけれども、  
買い手が見つかったので、売却に向けて手続きを行うため鑑定業務を行う、それで  
補正予算を上げる、上げた結果、買い手が見つかるかどうか分からない。それは、  
一体どういうことですか。

そもそも、買い手が見つかる見つからないとか、そんな話じゃないんです。これは  
公募です。公募で募るわけですから。

公募はやってみないと分からないわけです。買い手が見つかったから売る、その特  
定のところに売るとなまねをそもそも行政が行っていいものか、私は非常に疑  
問を感じます。

私は、もうこれ、すぐ公募すべきだと思いますけどどうですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 当然、公募をするわけですが、今、諸条件のいろんな  
面を大分県とやりとりしている中で、それが終わったところで公募するわけが  
ございますが、その時点ではしっかりと公表もしたいというふうに、議会のほうに  
もお知らせしたいと思っております。

今、私が公表出来ないというのは、今、途中の段階であるということで、しかる  
べきときには、議会にも御説明を申し上げたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 途中の段階で出来ないということは、そういう決まり事があ  
るんですね、と私は質問しているわけです。

鑑定評価業務は終わっているんです。

評価額はもう出ているんです。それを、なぜ言えないんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

分かりますか。

○町長（三浦 正） 決まり事があるということよりも、私の裁量の中でやっている  
ということですよ。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それは、町長の裁量の範囲でやっているということですね。

一町長が、決まり事も何も、条例規則に基づかず、そういうことができるんです  
か。それは、余りにも乱暴なやり方じゃないですか。私はそう思いますけど。

評価額、言えばいいじゃないですか。言って何が悪いんですか。他の町有地、事業用地は全部言っています。何でこれだけ言えないんですか。それはもう、やっぱりこちらとしても疑います、何かあったんじゃないかなど。

もともと質問には入っていますが、課長が、何も分かってない状況で、「上津江は多分安くなると思います」と発言されたのを、そもそも疑問に思っていました。はなから安いと思っていたんじゃないですか。鑑定評価額が出たのに、出たけど実際は思ったより安くなかったと、高かったんじゃないですか。だから、買手はまだ見つからない、そういった段階であると、そういうふうに言われているんじゃないですか。そういう見方もあるわけです。

そういうことがないように、今ここで説明してもらいたいんですけど、いかがですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今、御自身の想像によって、今、縷々お話がありましたけど、そういうことは全くございません。

---

---

---

---

---

---

---

○議長（阿部 寛治） \_\_\_\_\_

○議員（横山 和輝） \_\_\_\_\_

---

---

---

---

---

---

---

別の質問に行きますが、鑑定業務が1か月延長しているという理由で、現地調査で草刈り、中に入って本数を数えたり、そういったことに2か月間要したと言われましたけれども、鑑定評価業務の委託料110万円です。この110万円で、

現地に入って本数を数えたり、そういうことするのは、大体1,000万円単位です。2か月も要して、中に入ったんですか。

そこをもう少し詳しく説明してもらっていいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 契約の相手側から申出がありました変更、延長の理由でございますが、それは「天候不良等により現場調査等に時間を要したため」ということで、これは雨天等により、現地に入る日に変更が生じたことに加えまして、これまでの豪雨ですとか台風等により、調査の対象地に作業道がありますが、この作業道の雑木が繁茂して、また落石等がありまして、車等による進入が困難であったため、その解消作業に時間を要しているという現状で報告をいただいております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 当然、そういった落石やら何やら、イレギュラーがあったということですがけれども、そのイレギュラーがあった日は、それは当然、相手方から説明があったと思いますけど、それはいつ頃行われたんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○産業観光課長（松熊 大） 当初、2月に相談がございまして、変更の申出そのものの書類については、2月14日に受領いたしております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

○議長（阿部 寛治） \_\_\_\_\_

○町長（三浦 正） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_





---

---

---

○議長（阿部 寛治） \_\_\_\_\_

○町長（三浦 正） \_\_\_\_\_

---

---

---

---

○議長（阿部 寛治） \_\_\_\_\_

○議員（横山和輝） \_\_\_\_\_

---

---

---

○議長（阿部 寛治） 質問順位 4 番、品川静議員。

○議員（品川 静） おはようございます。

議席番号 4 番、品川です。

今回は、「関係人口創出で町に継続的な“にぎわい”を」について質問いたします。

関係人口は、観光など一時的に地域を訪れる交流人口や、定住人口とは異なり、地域と継続的に多様なかかわりを持つ人々のことを指し、人口減少時代の地域再生として、関係人口創出は政府も推進しています。

地域ににぎわいができるだけでなく、都市住民にとっては、自分らしいライフスタイルの確立や、成長機会の獲得といったメリットがあります。また、コロナ禍で、働き方の価値観が多様化し、企業では副業解禁が進み、自分のスキルを發揮したい人や、スキルを生かして地域に貢献したい人が増えていると言われています。

移住や転職をせずにできる副業やプチ開業に、篠栗町を選んでもらえれば、観光人口が増加するだけでなく、新しい産業や雇用が生まれ、まちの魅力が向上し、そのお店などに人が集まるという、継続的なにぎわいが期待出来ます。さらに、

継続的なかわり方で、定住へとつながる可能性も見えてきます。

個人の働き方や、チャレンジを町で支援することは、町民のメリットも大きいか  
と思います、次の質問をいたします。

- 1、現在の関係人口創出への取り組み、現在の創業支援は。
- 2、試験的店舗として、稼働が可能なキャンピングカーやキッチンカー、または  
コンテナなど、モバイルハウスの提供ができれば、町のイベント事や、山間部、  
あとは北地区産業団地などもフィールドになりますが、そのような取り組みに  
ついてはどうか。
- 3、営利目的で公民館の利用はできるか、ほかに利用可能な施設はありますか。
- 4、空き家の有効利用として場所の提供。
- 5、スタートアップ講座や、活動の継続的なサポートのためには、横の連携は必  
須で、支援組織などが必要になると思うが可能かどうか。

最近では、交通の便の悪いところにも、様々な店舗がオープンして、にぎわいを  
増し、篠栗町は、不便な場所でも人気店にするスキルを持った若い世代から選ば  
れていると感じています。そんなまちのポテンシャルを生かした働き方の選択肢  
を町で提供し、小さなステップを支援する取り組みについて、町長のお考えを伺  
えればと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 「関係人口創出で町に継続的な“にぎわい”を」という、品川  
議員の御質問について、まず冒頭私から御答弁いたします。

答弁に入る前に、関係人口とは、地域と継続的に多様なかわりを持つ人々のこ  
とを指す、という定義の御説明がございました。

関係という意味は、単なる地域との関係の深さというよりも、その地域への情熱  
や思い、愛着を示していると言われていています。

観光で訪れる人々、いわゆる交流人口と言われていますが、その方々が地域にお  
金を落とすという意味での経済効果を生むのに対し、関係人口として定義づけら  
れる人は、地域において、経済を生み出す側にもなる。地域に根付く人、地域の  
生産力となりうる人、とも言えるのではないのでしょうか。

私もそのような関係人口の創出は、大変有効であると認識していることを、まず  
申し上げて、各項目につきましては、まちづくり課長が答弁をいたします。

○議長（阿部 寛治） どうぞ。

○まちづくり課長（大内田 幸介） それでは、順次、質問にお答えいたします。

まず、「現在の関係人口創出への取り組みは」についてお答えします。

関係人口のメリットは、地域に関わる多様な関係人口が存在することにより、地域住民と関係人口が連携・協働した地域づくり活動につながり、地域づくりの質と量の向上が期待できること。また、地域における多様な関係人口の存在は、様々な地域住民及び関係人口を触発し、地域の内発的発展への直接的な寄与を促すことにもつながります。

関係人口は大きく2種類に分類されると考えられており、趣味や楽しみ、存在感、貢献での「ファンベース」、例えば、祭りやイベント的なものでございます。それと、ビジネス、腕だめし等の「仕事ベース」、例えば兼業や副業、テレワーク（サテライトオフィス）などです。

この内容等と関わる施策は、「篠栗町人口ビジョン」を踏まえ、戦略的、一体的に施策推進計画として、2020年度から2024年度を期間とした第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれています。

創出への取り組み的な施策としては、計画の基本目標3「安定した雇用を創出する」、ここで、篠栗西地区沿道サービス誘致促進、中山間地域への企業誘致、起業者への支援、と施策提示されています。

また、基本目標4「まちに人を呼び込む」、こちらでは、森林セラピー基地の活用、観光協会等と連携したイベントの実施、篠栗北地区産業団地での人のにぎわいを創造する、移住・定住のPR強化、と施策提示をしております。

今年度、総合戦略期間折り返しの年度でもあり、それぞれ施策関係各課で業務を進められています。

次に、「現在の創業支援は」についてお答えします。

総合戦略の施策、篠栗西地区沿道サービス誘致促進、中山間地域への企業誘致、などに取り組んでおり、北地区産業団地も大きな創業支援でもあります。

また、起業者への支援では、商工会や近隣自治体とともに開催する“起業塾”、こちらへの参加を促し、起業者が安定的な事業経営をできる環境整備を行っており、目標としては、起業塾参加者、年5名と掲げておりますが、令和3年度は12名参加され、産業競争力強化法に基づく、創業支援事業で、糟屋地区4町と商工会が共催で、9月・10月に開催、また、町内者に対しても、町商工会単独で1月に起業塾を開催し、創業支援が実施されています。

続きまして、「試験的店舗として、移動可能なキャンピングカーやコンテナなど、

モバイルハウスの提供ができれば、町のイベントや山間部もフィールドになるかどうか」についてお答えします。

現在、キャンピングカーやコンテナなど、モバイルハウスの提供はございませんが、総合戦略にあります、森林セラピー基地の活用とした情報発信、観光協会等と連携したイベントの実施として、県・観光連盟の補助を受け、「お遍路ライドモニターツアー」の開催（9月・11月）を行っております。

今後は、篠栗北地区産業団地での人のにぎわいを創造する、こちらの施策として、町外からの交流人口増加などの施策を検討いたしております。

続きまして、「営利目的で公民館の利用はできるか。ほかに利用可能な施設は。」についてお答えします。

営利目的での公民館の利用は、中央公民館（クリエイト篠栗）の研修棟につきましては、社会教育法第23条に、公民館の運営方針が定められており、第1項第1号に、「もっぱら、営利を目的として事業を行い、特定の営利事務（営利業務）に、公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助することは行ってはならない。」と規定されています。また、篠栗町中央公民館運営に関する規則、第6条第1項第2号にも、同様の規定が定められております。

なお、地域の公民分館、及び集会所につきましては、利用の目的によっては可能な場合があります。

ほかの利用可能な施設といたしましては、例えば交番裏駐車場では、地域住民によるフリーマーケット等が行われたりされております。登録等の組織的な運用はなく、都度の利用権等で対応を行っている状況です。

続きまして、「空き家の有効利用として場所提供は」についてお答えします。

今年度に、空き家の実態調査を実施し、現在の空き家の状態について、実態把握を行うこととしております。

その中で、所有者等に対し、アンケートを行い、空き家の利活用に関する設問をし、利活用への意思確認を行いたいと考えております。

所有者等の意思と、まちづくりとしての利活用、うまくつなぐことができる仕組みづくりも、今年度発足しました空家等対策協議会での意見を交えながら対応していきたいと考えます。

最後に、「スタートアップ講座や継続的なサポートのための支援組織が必要だが可能か」についてお答えします。

現在の施策で行われているのは、企業者への支援と、起業後の活動紹介等でごさ

います。

このたびの質問において、関係人口拡大は、人の育成・場の提供・仕組みの創出、この3点がつながり方向性等が見え、可能となるとの思いが伝わってまいります。

現在、次年度からの5年間に向けた、町の最上位計画「第7次篠栗町総合計画」の作成に取り組んでおり、このようなことも踏まえ、計画作成を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問ございますか。

はい、品川議員。

○議員（品川 静） 起業塾の参加者が12名だというふうに伺ったのですが、その方たちが、その後どんな活動をされたとか、実際に起業されたのかということ把握しているのかどうか伺いたいのと、篠栗のほかの集会所などは可能性があるということだったんですが、クリエイトの利用が、ほかの町に比べて厳しいという話を、私は聞いているのですが、それは社会教育課長に聞かないといけないと思うのですが、ほかのところだと、主催が講師であっても部屋を借りられるんですけども、クリエイトは、主催者がその活動の講師だと貸してもらえないので、教室が持てない、というふうに講師の方から聞いたことがあって、せっかく町民の方が学べるものとか、その技術を持った方とかの講座の機会を失っているのではないかと、というのが気になったので、逆に言うと、そうやって、やってみたいというときに、公民館というのは、やっぱり一般のところと比べると、安価で場所が借りれて、簡単にチャレンジができる場所としては、選ばれやすいと思うのですが、その辺が、どのような感じで厳しいのかという現状と、今後、そういうものを検討していただける余地があるのか、ということも聞きたいので、それは社会教育課長にお伺いして、最初の質問は、まちづくり課長にお伺い出来たらと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○まちづくり課長（大内田 幸介） それでは私のほうからは、起業塾参加後の状況についてお答えさせていただきます。

起業塾、令和3年度、参加者12名においては、4町合同の創業塾、こちらが参加者4人、そのうち全員が、後に町商工会へ個別相談され、うちお二人が個別相談後に創業されております。また、町単独の創業塾に参加された8人、こちらも全員が町商工会へ個別相談され、うち3人の方が、その後、創業されているとい

う状況でございます。

○議長（阿部 寛治） よろしいですか。

はい、社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸三） 先ほど、クリエイト篠栗が非常に厳しいという意見をいただいたのですが、先ほどの答弁にありましたけど、中央公民館が社会教育施設ということで、地域住民の教育とか、文化とかの活動の場という目的で設立しているのですが、先ほどおっしゃったサークルの中で、形としては、こういったことを勉強したい、という方が集まって利用するときに、これは講師が必要だというパターンはいいのですが、講師の方は、講師料とかがあるので、それを儲けという言い方は悪いんですが、講師をメインにして、ここで講座を開設するので募集するという形は、基本的に営利行為というふうな判断を、今のところさせていただきます。

サークルの中で、講師料の目安というか、金額もあるんですけど、中にはちょっと高いというものもあるんですけど、形としては、地域の皆さんが勉強したいからクリエイトを使って始めよう、ただ、我々だけは能力が上がらないから、詳しい先生を呼びたい、ということ、サークルの皆さんで話し合いをされて、先生を呼んで勉強するという形はいいのですが、先ほど申しあげましたように、講師の方（企画される方）が、募集から初めて、当然、受講料とか負担金をとられますので、中央公民館の名前は、ある程度公共性があるので、ここだったら皆さんが安心して勉強できるという、利用という言い方は悪いのですが、そういう形をとられる場合もなきにしもあらずなんですけど、そういう形は、基本的に営利ということで、一応、申請の目的とかそういったものを、一回一回、担当者などで受け付けて、状況によっては、「これは営利である」という場合はお断りしますが、これは、やり方を変えればいけるかなという場合は、その手段、地域の皆さんが勉強するからという形でされるのであればいいかな、というような、状況によって個別に判断をさせていただきます。

あと、利用ができるところもあるらしいのですが、今調べているのですが、生涯学習センターというものがあって、そこで規定を設けて、営業ができることもあるらしいのですが、今のところ、篠栗町（クリエイト篠栗）は、先ほどいいましたように、研修棟、入ってこちら側が勉強する場所、ホール棟、こちらはイベントとか一応、政治・宗教・営利はOKです。ただ、こちらはあくまでも勉強する場所なので、すみ分けさせていただきますので、判断をさせていただきます。

中央公民館規則においても、禁止行為ということで、営利と政治、宗教はお断りという状況ですので、いきなり断るようなことはしておりません。一応、利用目的などを相談させていただいて、駄目なものは駄目、いい場合は、こういう形で差し替えてみられませんか、とかいうような形では対応をさせて頂いております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、品川議員。

○議員（品川 静） ありがとうございます。

「思い描いたこと、何かやりたいと思う人が1,000人いたら、それを形にする人は1人」というふうに聞いたことがあって、今の取り組みを見させていただくと、大きな企業さんとか、ある程度起業が決まっている人、やれるなという感じをもう作っている人たちへの支援とか誘致というのは用意されているというイメージなんですけど、副業的なものとか、このスキルを生かしてみたいみたいな場所の提供というのが、やはり私からすると、薄いといえますか、もっとあってもいいのかなと思います。

公共施設というのは、やはり町民の人のにぎわいだったりとか、活動の場所だったりすると思うので、そういったところを、例えば、この町で何か生かしたい、腕試ししたいという人たちがもう少し使える登録制にして、内容も吟味していただいて、これならオーケーという人たちを後押しできるような場所になれば、町民の方も、そういう方から学べたり出来たりするし、お忙しいママたちも、やっぱり町の中で、副業的なというか、パート的なことが、自分たちで表現できる場所があると、それは、すごく子育ての支援にもなると思います。

あとは、せっかく、いろいろな森林セラピーのイベントがあったりとかいう場所に、やはりブース的なものがあると、活動もしやすくなると思うので、確かにキッチンカーとか、そういうものは、購入となると、予算も大変かかると思うのですが、そういうものがあると、若い人たちが、篠栗を選んでチャレンジ出来て、そこからまた住みたい、定住したいという気持ちが出来たりとかいうこともありますし、やはり今、新しい人が入ってきて商売をしてというところが、繁盛しているところを見ると、やはり、人が人を呼んでいるということがあるので、さっき町長がおっしゃった、情熱とか愛着とかということは、すごく大事だと思うので、今度、総合計画の中で検討していただくときに、ぜひ行政側も、情熱と愛情とを持って取り組んでいただきたいと思います。

---

○議長（阿部 寛治） \_\_\_\_\_

○まちづくり課長（大内田 幸介） \_\_\_\_\_

---

○議長（阿部 寛治） \_\_\_\_\_

○議員（品川 静） \_\_\_\_\_

終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前 11時 28分



令和4年第3回(9月)

# 篠栗町議会定例会

9月15日(採決)

令和4年 第3回 定例会 会議録

日時 令和4年9月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今長谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
		ま ち づ くり 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ だ も 育 成 課 長	松 岡 秀 策
社 会 教 育 課 長	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では栗原会計課長が病気療養のため欠席しております。

本日の日程に入ります前に、9月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言・字句等の訂正及び取消を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第33号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第33号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、育児休業の取得回数制限の緩和等が行われることに伴い、規定の整備を行うものであります。

この条例については、令和4年10月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第34号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第34号「工事請負契約の締結について」

本議案は、同報系防災行政無線親局設備更新工事について、請負契約を締結するため、篠栗町議会の議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約件名 同報系防災行政無線親局設備更新工事

契約の方法 随意契約

契約金額 6,251万3,000円

契約の相手方 日本電気株式会社 九州支社 支社長 入佐健一

であります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

なお、審査の中で、なぜ随意契約なのかという質問がございました。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第35号「令和3年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第35号、「令和3年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額、131億8,505万9,657円、歳出総額、115億8,999万8,912円、歳入歳出差引額 15億9,506万745円です。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額、30万3,000円、実質収支額は15億9,475万7,745円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧委員。

○議員（荒牧 泰範） 委員会は全員出席ではないので、訂正方をお願いいたしたい。

○議長（阿部 寛治） はい、了解です。後で検討しておきます。

ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第4、議案第36号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案を決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第36号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入歳出、27億8,583万1,409円、歳出総額、27億8,185万619円、歳入歳出差引額 398万790円。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は398万790円。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第5、議案第37号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第37号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額、4億2,693万8,727円、歳出総額 4億2,426万2,295円、歳入歳出差引額 267万6,432円。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は267万6,432円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって議案第37号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第6、議案第38号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第38号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額、13億7,538万2,778円、歳出総額 13億7,538万2,778円、歳入歳出差引額 0円です。

令和3年度をもって、特別会計が廃止されていることから、翌年度へ繰越す財源はございません。

全員出席の特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまからは採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり認定されました。



はい、ここまで聞こえないので、マイクを通していただいただけませんか。

○議員（荒牧 泰範） 出席者全員賛成という表現だったんですが、欠席者がいたんですか。

○議長（阿部 寛治） 全員賛成とっていませんか。

○議員（荒牧 泰範） 出席者。

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成ということは、誰か欠席していましたか。

欠席は、ありましたか。

○議員（荒牧 泰範） いいえ、ないと思います。

○議長（阿部 寛治） それを、出席者全員賛成といたしましたか。

○議員（荒牧 泰範） たんなる全員賛成でないと、欠席者がいたような表現になるので…。

○議長（阿部 寛治） では、「全員賛成」ということにします。

日程第7、議案第39号「令和3年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第39号「令和3年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業第32条第2項の規定により、令和3年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を、処分計算書のとおり処分し、あわせて、同法第30条第4項の規定により、令和3年度篠栗町水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計の決算額、収益的収入額、5億9,084万6,265円、収益的支出額、5億2,812万1,415円。資本的収入額1億4,330万円、資本的支出額、2億7,825万9,572円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第8、議案第40号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第40号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を、処分計算書のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計の決算額、収益的収入額、9億3,837万4,378円、収益的支出額、9億2,879万3,323円。資本的収入額、3億6,779万6,500円、資本的支出額 5億4,704万2,054円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第9、議案第41号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第41号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ11億3,456万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ119億9,972万5,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、産業団地イベント広場整備工事負担金に9,500万円。オアシス篠栗トイレ改修工事に2,926万円。地域再エネ導入戦略策定事業に1,371万7,000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業に3,901万9,000円。学校給食費補助金に8,693万5,000円。

主な歳入では、国庫支出金1億8,334万4,000円の増、繰入金5億円の減、繰越金14億4,475万7,000円の増。

債務負担行為については、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、令和4年度から令和13年度分、1,384万2,000円を追加するものです。

地方債については、臨時財政対策債を1,710万1,000円減額し、1億1,652万6,000円とするもの、防災対策事業債1,100万を追加するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

なお、北地区産業団地イベント広場整備費において、進出企業6社の操業開始等が統一されていない状況で、整備を早急に行う必要性がないと感じ、あわせて企業の負担がないことから、反対討論がなされております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員、反対討論からですね。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番、横山でございます。

一般会計補正予算、歳出の中に、まちづくり課から、工事負担金が予算計上されていることに異論があるため反対いたします。

本案は、篠栗北地区産業団地内に観光拠点となるための広場、物販店、駐車場を造成するために、町が工事負担金9,500万円を計上するものでございます。

しかし、説明では、進出が決定している6企業が、いつ完成するか未定であり、また、6企業との協議も行われておらず、取り決めがない中で、工事を行うことは明らかな準備不足であり、具体的な話合い、約束事を決めてから行う必要があると思います。

工事負担についても、工事費は全額町が負担し、その後の維持管理費をどうするかも決めておらず、町の採算面についても「観光拠点の為なので」と、「考えていない」という、まさに常識を逸脱したような、こういった考えは、到底納得出来ません。

産業団地開発は既に工事は終了して、20億円近くの赤字が確定しています。

本来であれば、よりシビアな考えを持つことは当然であり、企業が使用するわけですから、工事費を企業にも負担させ、また、物販店を建設し、企業の商品を販売するため、売上げの一部を町に還元するなり、採算面においても取り決めを行う必要があると申し上げ、反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

次に、反対討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第42号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第42号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ411万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,730万円とするものであります。

主な内容は、歳出では、保険給付費等交付金償還金398万円を増額し、歳入では、繰越金398万円を増額補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第43号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第43号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ506万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,130万7,000円とするものがあります。

内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金、506万3,000円を増額し、歳入では、後期高齢者医療保険料滞納繰越分、238万8,000円、前年度繰越金、267万5,000円を、増額補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設・文教厚生、両常任委員長から、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生、両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生、両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑は終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和4年第3回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の人事案件2件、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の条例案1件、「工事請負契約の締結について」1件、令和3年度一般会計、特別会計の決算の認定について4件、水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、令和4年度補正予算3件の、上程をいたしました13議

案すべてにつきまして可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

令和3年度一般会計の決算は、例年と比べ経常的ではない予定外の歳入の増加や、新型コロナウイルス感染拡大に伴う諸事業の中止・規模の縮小等があったことから、財政調整基金への積み増し分も含めた実質単年度収支は、14億7,300万円余と大きく膨らみました。

とはいえ、財政課長が決算概要を説明した際に申しあげましたように、歳出面では、高齢者、障がい者支援や次世代育成支援など、扶助費は年々増加することが予想されます。

また、人件費や物件費、須恵町外二ヶ町清掃施設組合や、粕屋南部消防組合への繰出金の増加等による、一部事務組合に対する分担金等の等も含め、一般財源における歳出が増加傾向であることや、個別施設計画に基づく公共施設の大規模改修時期が迫っていることもあり、歳出の縮減を図る構造的な改革が必要であると考えております。

一方、歳入では経済状況の回復などによる地方税の増収が見込まれますが、篠栗北地区産業団地からの本格的な税収増は令和6年度以降になること、交付税算入がある地方債の償還が終了することで、地方交付税が減少することから、一般財源の確保がさらに難しくなることが予想されるため、今後も単年度の歳入歳出の均衡を保ち、持続性のある財政運営を行っていくことが重要であると認識しております。

また、決算特別委員会の中で御質問のありました、篠栗町水道会計の今後については、老朽管の取替えと、第一浄水場施設の更新等、長期的事業計画を立て実行に移していかなければなりません。主な財源は、篠栗北地区産業団地での水道料金の増加を見込んでおりまして、将来的経費増に対して十分貢献できるものと期待しております。

今後におきましても、一般会計・特別会計また公営企業会計においても、年度ごとの収支と長期計画をしっかりと立てて安定した財政運営に当たりたいと考えております。

昨年9月の定例会の開会日に、2050年に温室効果ガス（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティの表明」をし、篠栗町の「ゼロカーボンシティ」に向けた取り組みを推進し始めました。

環境省の補助金を活用して、令和4年8月末に篠栗町脱炭素ロードマップ策定の第1ステップとして、篠栗町におけるゾーニング事業を行い、篠栗町の自然条件、社会条件を評価し、再生可能エネルギー施設建設の可能なエリアや、立地を開始す



べきエリア等の区分けを行うゾーニングマップを作成いたしました。

令和4年度後半は、篠栗町におけるカーボンニュートラルの目標達成に向けた、計画的・具体的な事業計画づくりを、補助事業を利用して行い、次年度からいよいよ公共施設のオンサイトPPAによる電力を蓄電し、非常用電源を安定的に準備するレジリエンスの強化を目指した具体的な事業を進める予定でございます。

議会にしっかり説明しながら、環境省等と連携をとって進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

連休後半にも台風14号が北部九州付近を通過する可能性がございます。大雨にならないよう願うところでございますが、今後、気象庁と連携をとり合い、危険が迫るような場合には町民の皆様へ早めの周知を徹底したいと考えております。

最後に、今後とも町職員一丸となって篠栗町の諸課題の解決のために努力してまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き御指導御協力賜りますようお願い申し上げます。篠栗町議会令和4年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

岩下 勝正

---

篠栗町議会議員

藤木 高裕

---